一宮市病院事業処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市病院事業管理者 松 浦 昭 雄

一宮市病院事業部管理規程第 3号

一宮市病院事業処務規程の一部を改正する規程

一宮市病院事業処務規程(平成19年一宮市病院事業部管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

<u> </u>	
現行	改正後
別表第3(第10条関係)	別表第3(第10条関係)
【別記 参照】	【別記 参照】
備考略	備考略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 【別記】

現行

	専決事項	専決権者			
		病院事業部経営企	市民病院	木曽川市民病院	
		画課			
出張	院長、病院事業部参事及	病院事業部長	病院事業部長(院長	病院事業部長(院	
命令	び次長の出張命令(一宮		に係るものにあっ	長に係るものに	
	市職員旅費額条例(昭和		ては、管理者)	あっては、管理者)	
	23年一宮市条例第65号)				
	別表第2に規定する県外				
	及び鉄道100キロメート				
	ル未満の県外への出張				
	命令を含む。以下同じ。)				
	並びに事務局長、病院事				
	業部経営企画課の課長				
	相当職の宿泊を要する				
	県外出張命令(一宮市職				
	員旅費額条例別表第2に				
	規定する県外及び鉄道1				
	00キロメートル未満の				
	県外への出張命令を除				
	<u>く。以下同じ。)</u>				
	副院長、診療局長、薬剤		院長	院長	

i	ı		ı		
J	局長、医療技術局長、看				
ii ii	護局の次長相当職の出				
5	脹命令、事務局長の日帰				
1	り出張命令及び宿泊を				
<u> </u>	要する県内出張命令並				
7	びに診療局、薬剤局、医				
<u> </u>	寮技術局及び看護局の				
į	課長相当職の宿泊を要				
_	する県外出張命令				
	診療局、薬剤局、医療技		副院長、薬剤局長、	院長	
ĺ	術局、看護局の課長相当		医療技術局長、看護		
Ą	職の日帰り出張命令及		局長		
7	び宿泊を要する県内出				
5	脹命令並びに専任課長				
1	相当職の宿泊を要する				
Ļ	<u> </u>				
3	事務局の課長相当職の	病院事業部次長	事務局長	事務局長	
ļ	出張命令及び専任課長				
#	相当職の宿泊を要する				
Ļ	県外出張命令並びに病				
[3	院事業部経営企画課の				
ii H	課長相当職の日帰り出				
5	脹命令、宿泊を要する県				
F	内出張命令及び専任課				
J	長相当職の宿泊を要す				
2	る県外出張命令				
y	<b>病院事業部経営企画課</b>	病院事業部経営企	薬剤局長及び看護	診療局、薬剤局、	
C	の課長補佐相当職以下	画課の課長相当職	局長並びに診療局、	医療技術局、看護	
C	の出張命令、専任課長相		医療技術局及び事	局及び事務局の課	
2	当職の日帰り出張命令		務局の課長相当職	長相当職	
2	及び宿泊を要する県内				
Ļ	出張命令並びに診療局、				
2	薬剤局、医療技術局、看				
	護局、事務局の専任課長				
<u> </u>	相当職の日帰り出張命				
_	令、宿泊を要する県内出				
1.	張命令及び課長補佐相				
5	KH IVO WY III I I				

暇	副院長、診療局		院長	院長	
PEX.	<u> </u>			196,12	
	医療技術局長、				
	<del>                                      </del>				
	当職、事務局長				
	略				
		<u></u>	- 薬剤局長及び副看	診療目 薬効目	
			<del>楽別の長及び副</del> 復 護局長並びに診療		
	医療技術局、看 護局、事務局及		暖尚丧並いに診療 局、医療技術局及び		
	暖局、事務局及 び病院事業部経		<u> 雨、医療技術周及の</u> 事務局の課長相当		
				文作 三帆	
	営企画課の専任		<u>職</u>		
	課長相当職以下				
	の職員	<u></u>	副院長、事務局長、	心巨	
	診療局、薬剤局、			1, -, ,	
	医療技術局、看		薬剤局長、医療技術		
	護局、事務局及		<u>局長、看護局長</u>		
	び病院事業部経				
	営企画課の課長				
	相当職				
	略				
病気休	, ,				. <del></del>
殿の竹	診療局、薬剤局、	<b>丙阮事</b> 兼部次長	副院長、事務局長、	阮 <b>长、</b>	人事課:
<b>⊢</b>					∧ = <del>\</del> \
	医療技術局、看		薬剤局長、医療技術		合議
	護局、事務局及				合議
	護局、事務局及 び病院事業部経		薬剤局長、医療技術		合議
	護局、事務局及 び病院事業部経 営企画課の課長		薬剤局長、医療技術		合議
	護局、事務局及 び病院事業部経 営企画課の課長 相当職		薬剤局長、医療技術 局長、看護局長		
	護局、事務局及 び病院事業部経 営企画課の課長 相当職 診療局、薬剤局、	病院事業部経営企	薬剤局長、医療技術 局長、看護局長 悪剤局長及び看護	診療局、薬剤局、	人事課:
	護局、事務局及 び病院事業部経 営企画課の課長 相当職 診療局、薬剤局、 医療技術局、看	病院事業部経営企 画課の課長相当職	薬剤局長、医療技術 局長、看護局長 薬剤局長及び看護 局長並びに診療局、	診療局、薬剤局、 医療技術局、看護	人事課: 合議
	護局、事務局及 び病院事業部経 営企画課の課長 相当職 診療局、薬剤局、 医療技術局、看 護局、事務局及	病院事業部経営企 画課の課長相当職	薬剤局長、医療技術 局長、看護局長 薬剤局長及び看護 局長並びに診療局、 医療技術局及び事	診療局、薬剤局、 医療技術局、看護 局及び事務局の課	人事課: 合議
	護局、事務局及 び病院事業部経 営企画課の課長 相当職 診療局、薬剤局、 医療技術局、看 護局、事務局及 び病院事業部経	病院事業部経営企 画課の課長相当職	薬剤局長、医療技術 局長、看護局長 薬剤局長及び看護 局長並びに診療局、	診療局、薬剤局、 医療技術局、看護 局及び事務局の課	人事課:
	護局、事務局及 び病院事業部経 営企画課の 相当職 診療局、薬剤局、 医療技術局、看 護局、事業高及 び病院事業部経 営企画課の専任	病院事業部経営企 画課の課長相当職	薬剤局長、医療技術 局長、看護局長 薬剤局長及び看護 局長並びに診療局、 医療技術局及び事	診療局、薬剤局、 医療技術局、看護 局及び事務局の課	人事課: 合議
	護局、事務局及 び病院事業部経 営企画課の課長 相当職 診療局、薬剤局、 医療技術局、看 護局、事務局及 び病院事業部経	病院事業部経営企 画課の課長相当職	薬剤局長、医療技術 局長、看護局長 薬剤局長及び看護 局長並びに診療局、 医療技術局及び事	診療局、薬剤局、 医療技術局、看護 局及び事務局の課	人事課: 合議
	護局、事務局及 び病院事業部経 営企画課の 相当職 診療局、薬剤局、 医療技術局、看 護局、事業高及 び病院事業部経 営企画課の専任	病院事業部経営企 画課の課長相当職	薬剤局長、医療技術 局長、看護局長 薬剤局長及び看護 局長並びに診療局、 医療技術局及び事 務局の課長相当職	診療局、薬剤局、 医療技術局、看護 局及び事務局の課 長相当職	人事課:
	護局、事務局及 び病院課の 営企職 営企職 を療技、事業制局、 で病院画調局、 で病の での での での での での での での での での での での での での	病院事業部経営企 画課の課長相当職	薬剤局長、医療技術 局長、看護局長 薬剤局長及び看護 局長並びに診療局、 医療技術局及び事	診療局、薬剤局、 医療技術局、看護 局及び事務局の課 長相当職	人事課合議
	護局、事務局及 び病師課 相当療療 大 の で を が を が を が を が を が る の の の の の の の の の の の の の の の の の の	病院事業部経営企 画課の課長相当職	薬剤局長、医療技術 局長、看護局長 薬剤局長及び看護 局長並びに診療局、 医療技術局及び事 務局の課長相当職	診療局、薬剤局、 医療技術局、看護 局及び事務局の課 長相当職 院長、看護局長	人事課:
宿日直	護局、事務局及 び病師課 相当療療 大 の で を が を が を が を が を が る の の の の の の の の の の の の の の の の の の	病院事業部経営企 画課の課長相当職	薬剤局長、医療技術 局長、看護局長 薬剤局長及び看護 局長並びに診療局、 医療技術局及び事 務局の課長相当職 副院長、薬剤局長、	診療局、薬剤局、 医療技術局、看護 局及び事務局の課 長相当職 院長、看護局長	人事課: 合議

その	略				
也	軽易又は定例的な申請、	病院事業部経営企 <u>薬剤局長及</u> で	び看護	診療局、薬剤局、	
	通知、報告、照会、催告	画課の課長相当職 <mark>局長並びに診</mark>	療局、	医療技術局、看護	
	及び許可	医療技術局	及び事	局及び事務局の課	
		務局の課長相	当職	長相当職	
	略	•			
	所属日誌及び日報	薬剤局長及7	び看護	診療局、薬剤局、	
		局長並びに診	療局、	医療技術局、看護	
		医療技術局	及び事	局及び事務局の課	
		務局の課長相	当職	長相当職	
	略	·	•		

## 改正案

専決事項		専決権者		その他
	病院事業部経営企	市民病院	木曽川市民病院	
	画課			
出張 院長、病院事業部参	事及病院事業部長	病院事業部長(院長	病院事業部長(院	
命令び次長の出張命令		に係るものにあっ	長に係るものに	
		ては、管理者)	あっては、管理者)	
副院長、診療局長、変	<u>蒸剤</u>	院長	院長	
局長、医療技術局長立	<b>並び</b>			
に看護局及び事務局	<b></b>			
次長相当職の出張命	<u>令</u>			
診療局、薬剤局、医療	療技病院事業部次長	副院長、薬剤局長、	院長	
術局、看護局、事務局	<b>司及</b>	医療技術局長、看護		
び病院事業部経営企	<u>と画</u>	局長、事務局次長		
課の課長相当職のと	出張			
命令				
診療局、薬剤局、医療	療技病院事業部経営企	診療局、薬剤局、医	事務局長	
術局、看護局、事務局	<b>局及画課の課長相当職</b>	療技術局、看護局及		
び病院事業部経営企	<u>と画</u>	び事務局の課長相		
課の専任課長相当職	畿の	当職		
出張命令				
診療局、薬剤局、医療	療技病院事業部経営企	診療局、薬剤局、医	診療局、薬剤局、	
術局、看護局、事務局	<b>局及画課の専任課長相</b>	療技術局、看護局及	医療技術局、看護	
び病院事業部経営企	<u> </u>	び事務局の専任課	局及び事務局の専	
課の課長補佐相当職	<b>数以</b>	長相当職	<u>任課長相当職</u>	
下の出張命令				
人事 年次休略				

1		T	1	T	
暇	副院長、診療局		院長	院長	
	長、薬剤局長、				
	医療技術局長並				
	びに看護局及び				
	事務局の次長相				
	当職				
	略				
	診療局、薬剤局、	病院事業部経営企	診療局、薬剤局、医	診療局、薬剤局、	
	医療技術局、看	画課の課長相当職	療技術局、看護局及	医療技術局、看護	
	護局、事務局及		び事務局の課長相	局及び事務局の課	
	び病院事業部経		<u> 当職</u>	長相当職	
	営企画課の専任				
	課長相当職以下				
	の職員				
時間外	診療局、薬剤局、	病院事業部次長	副院長、事務局次	院長	
及び休	医療技術局、看		長、薬剤局長、医療		
日勤務	護局、事務局及		技術局長、看護局長		
命令	び病院事業部経				
	営企画課の課長				
	相当職				
	略				
病気休	略				
暇の付	診療局、薬剤局、	病院事業部次長	副院長、事務局次	院長、事務局長	人事課長
与	医療技術局、看		長、薬剤局長、医療		合議
	護局、事務局及		技術局長、看護局長		
	び病院事業部経				
	営企画課の課長				
	相当職				
	診療局、薬剤局、	病院事業部経営企	診療局、薬剤局、医	診療局、薬剤局、	人事課長
	医療技術局、看	画課の課長相当職	療技術局、看護局及	医療技術局、看護	合議
	護局、事務局及		び事務局の課長相	局及び事務局の課	
	び病院事業部経		当職	長相当職	
	営企画課の専任				
	 課長相当職以下				
	の職員				
宿日直	所属職員		診療局、薬剤局、医	院長、看護局長	
勤務命			療技術局、看護局及		
令			び事務局の課長相		
			当職		
I	l	I	<u> </u>	1	!

	略					
略						
その	略					
他	軽易又は定例的な	申請、	病院事業部経営企	診療局、薬剤局、医	診療局、薬剤局、	
	通知、報告、照会	、催 <del>告</del>	画課の課長相当職	療技術局、看護局及	医療技術局、看護	
	及び許可			び事務局の課長相	局及び事務局の課	
				当職	長相当職	
	略					
	所属日誌及び日報	7		診療局、薬剤局、医	診療局、薬剤局、	
				療技術局、看護局及	医療技術局、看護	
				び事務局の課長相	局及び事務局の課	
				当職	長相当職	
	略	•				

## 付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。